

静かな空を もとめて

第8号

第3次新横田基地公害訴訟
原告団ニュース

無通告による CV-22 オスプレイの 飛行再開に強く抗議する

在日米軍は、2024年7月2日、横田基地所属の CV-22 オスプレイを関係自治体や住民に対し事前の通告もないまま突如飛行を再開しました。

北関東防衛局からは、11時過ぎに基地北側から離陸して、瑞穂町、羽村市、あきる野市など住宅地や学校の上空を飛行して、11時15分ごろ基地に帰投したとの情報提供がありました。

多くの住民の不安な気持ちを軽んじ、住民自治と国の主権をないがしろにする米軍の行為に対し、断固抗議します。

墜落の原因は明らかでない

2023年11月29日、横田基地を離陸した CV-22 オスプレイが鹿児島県屋久島沖に墜落し乗員8名全員が死亡する重大な事故が発生しましたが、事故原因や欠陥部分も明らかにしていません。飛行停止に際し、周辺自治体からも詳細な事故原因や安全対策、再発防止策などの情報提供、具体的かつ丁寧な説明を求めてきました。また、3月15日の日本国内のオスプレイの段階的な運用再開にあたって、十分な情報提供がされていない中では不安をさらに高めることになり強く危惧すると指摘してきました。

私たちは、横田基地周辺地域の飛行騒音等の被害の解消や CV-22 オスプレイの飛行差止を求め裁判を行っています。危険なオスプレイの飛行をただちに停止することを強く求めます。

抗議の声を大きくしよう

訴訟団は7月3日に北関東防衛局に対し、「基地周辺自治体への事前通告のない CV-22 オスプレイの飛行再開は、住民の生命と財産を守るべき日本政府の役割を放棄するものだ。米軍の一方的な飛行再開に強く抗議し改めて飛行停止を要請すること」を文書で求めました。7月4日には、緊急の基地第2ゲート前での抗議集会、横田防衛事務所への要請行動を行いました。裁判での弁論で国を追及するとともに、政府や東京都に対してさらに抗議、要請を強めていきたいと思えます。



発行 第3次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3 白鳥第2ビル302号 TEL/FAX 042-552-4451



第6回口頭弁論期日報告

オスプレイは飛行差止すべきだ

第6回口頭弁論は4点にわたって、原告主張と国側への反論を行いました。

1 オスプレイ飛行差止めは裁判所が行うべきだ

浴田泰充弁護士

2023年11月29日の鹿児島県屋久島沖での墜落事故後にとられたオスプレイの飛行停止措置が、2024年3月8日に解除されたことを受け、裁判所によってオスプレイの飛行差止めが認められる必要性について、改めて主張しました。

すなわち、オスプレイの飛行再開にあたっては、被告（国）より「特定の部品の不具合が発生したことが事故の原因である」との説明がなされていますが、具体的な事故原因は明らかにされていません。米軍や国は、「異常探知システムによる予防的点検や維持整備の頻度の増加などの安全対策を講じる」としていますが、事故原因が明らかにされていない以上、このような安全対策によって本当に飛行の安全が確保できるのかは検証のしようがありません。今回の事故と同様の原因で、オスプレイが再び墜落する危険性は払拭されていないのです。



基地第2ゲート前で抗議する奥村団長

周辺自治体からは、事故原因を明らかにすることなどが繰り返し要請されていますが、国は、米軍への飛行停止の措置の要求、その努力を行わないばかりか、事故原因の調査・究明や、事故原因や安全対策についての十分な説明も行いません。国が十分な対応を行わない以上、CV-22 オスプレイの飛行は、まさに裁判所によって差し止められなければなりません。



横田基地のCV-22オスプレイ(田中町)

2 騒音の実態を正しく評価すべきだ

関本正彦弁護士

国は、環境省方式のW値をもって、日ごとのW値や環境基準達成状況、屋内でのW値、1日当たりの平均騒音発生回数などを挙げ、「原告らが第一種区域内に居住しているというだけで、原告らが受忍限度を超える航空機騒音に暴露されているとは認められ」ないと主張しています。

しかし、軍用空港における騒音に対する住民反応を適切に評価するために防衛省方式のW値が設定されたのであって、評価指標としては防衛省方式を用いるべきです。環境省方式のW値をもって被害を評価すべきとする国の主張は、これまでの裁判でも明確に否定されてきました。防衛省方式のW値を前提とすれば、環境基準が達成されているとは言えません。

また日ごとのW値や1日当たりの平均騒音発生回数などは、防衛省方式のW値の考え方と矛盾し、原告らの被害を矮小化するものでもあって誤りです。

3 将来の損害賠償請求が認められるべきだ

杉野公彦弁護士

将来の損害賠償請求は、昭和の時代に出された大阪空港最高裁判決の要件に従って、全国各地の基地訴訟で排斥され続けており、横田基地も同様です。将来請求を排斥する理屈をすごく簡単に説明しますと、軍用基地の騒音は、昨日まで続いていても明日はどうか分からない、将来も同じ騒音が出るとは限らない、だから将来の損害賠償請求は認められない、という理屈です。

しかし、同じ被害が過去50年にわたり続いているのに、明日はどうか分からないなどという主張は暴論と言うべきで、判決内での反論はもちろん学者からも多くの反対意見が出ています。また、横田基地訴訟でも厚木基地訴訟でも大阪空港最高裁判決を前提として短期間ですが将来の損害賠償請求を認めた判決も存在します。

これ以上の裁判をしなくても済むように、将来の損害賠償請求は認められるべきです。



裁判後の報告集会で
低周波音の解説をする佐々木洪平弁護士

4 横田基地における米軍機の活動に高度の公共性は認められない

吉田健一弁護士

国は、横田基地における米軍機の活動には高度の公共性が認められるため、原告らがこうむっている被害が受忍限度を超えるか否かの判断にあたっては、この点が十分に斟酌されるべきであると主張しています。

しかし、このような被告の主張は、軍事を優先する立場であって、戦争を放棄し軍備をもたないとしている日本国憲法のもとで否定されなければなりません。軍事によらず、国際的な友好関係を維持・強化することにより平和を実現するというのが日本国憲法の基本的立場であり、国際平和の流れです。また、国は横田基地が日本の平和のために重要な役割を果たしているとは主張しますが、実際には、米軍は日米安全保障条約の目的を逸脱し、海外での違法な戦争に横田基地を利用しているものであり、この主張は誤りです。

そもそも、横田基地に関して、公共性を理由として、原告らの損害賠償請求権を否定したり、原告らの被害を軽視したりできないことは、裁判所において再三にわたって確認されてきたことです。

さらに言えば、横田基地は、墜落事故や落下物、火災、有害物質の流出等により、逆に国民の生命や健康、生活、行政などに多大な危険、不安や恐怖をもたらしており有害です。加えて、横田基地について適地性がある、災害対策に役立っているなどという国の主張もまた、理由がありません。

このように、国の公共性についての主張はいずれも誤りです。

【次回以降の弁論期日】

第7回弁論 2024年10月10日(木)

第8回弁論 2024年12月12日(木)

第9回弁論 2025年3月6日(木) 弁論の開廷は午後2時から

場所…東京地方裁判所立川支部 101 法廷

多くの傍聴で国に被害を認めさせ、公正な判決をくだしてもらいましょう

第6回口頭弁論を傍聴して

原告の声

基地に公共性などない

八王子支部 永田 義昭

今回の弁論の中で、吉田弁護士が陳述された「横田基地における米軍機の活動に高度の公共性は認められない！」は、個人的には航空機騒音の根底にあるモヤモヤとした違和感を再認識させられたような気がしました。

吉田弁護士が、国が「横田基地の存在」や「米軍機の活動」を必死になって正当化しようとし、日本の平和のためには重要な役割を果たしていることを主張していることを、真っ向から間違っている！と陳述された時は、思わず拍手を送りたい気持ちになりました。

横田基地の「公共性」どころか海外での違法な戦争に横田基地を利用している実態、米軍機のところかまわぬ飛行による事故の危険、騒音被害の問題を横田だけでなく日本全体の問題として再認識してもらえようような裁判になってもらえればと思いました。

はじめての傍聴に参加して

昭島支部 佐藤 静香

佐藤弁護士さんの援助で私の陳述書が完成しました。ジェット機の轟音に頭上を覆われた時の鬱積した想いが文章になっていて、いよいよこの訴えをもって裁判に参加する実感がわいてきました。

雑事にかまけて後回しにしていた傍聴に当日はドキドキしながら裁判所前に行きました。

初めて入る裁判所内は外見以上に無機質なのに驚き、弁護団、傍聴者数とも数でこちらが圧倒していて迫力を感じました。

また弁論内容がわかりやすく画面に映し出されるポイント文書を読みながら聴きいていました。

例えば騒音を現す「W値」が「環境省方式」（民間空港適応）と「防衛施設庁方式」（基地発着の特性を加味）があり、低く出る前者を主張する国とここが争点なのだ、ということなどです。次回は国側の反論と聞いています。参加したいと思います。

公害被害者総行動

環境省・国土交通省に要請

PFAS 対策、低周波音の基準設定など求める



環境省に要請書を提出する
大波厚木爆音訴訟原告団長

6月18日、第49回公害被害者総行動として環境省と国土交通省に要請を行いました。

横田基地から漏出したとされるPFAS（有機フッ素化合物）対策として、基地内への立ち入りを求め、50年間見直しされない騒音規制基準の見直し、低周波音の基準を設けることなどを求めました。

日本の空を守る立場で、米軍や自衛隊機の飛行計画などに国土交通省として役割を果たしてほしいと訴えました。

原告団の24年度団費のお振込みをお願いいたします。6月下旬に団費振込用紙をお送りいたしました。なるべく早めをお願いいたします。